

## 22年度拠出金・交付金収支の現状を報告

保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業委員会



保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業委員会は、11月30日（火）、府国保連合会で開催された。

本会草木事務局長の開会挨拶のあと、委員長の議事進行により協議に入り、平成21年度事業結果報告、平成22年度事業の拠出金・交付金収支の状況について、11期、12期を10期と同額で仮算出し見込み拠出金を算出したものを説明した。

国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱の一部が改正されたことで、保険財政共同安定化事業における拠出金については、都道府県が策定する「広域化等支援方針」で定めた特別な額（「拠出対象額」及び「拠出方法」）によって決定されることとなる。

委員会では、この方針に沿って、平成23年度保険財政共同安定化事業の対象医療費を現行の30万円を据え置きとし、新たに所得割（被保険者割40%、医療費実績割40%、所得割20%）を取り入れた拠出割合で算出した見込み額を提示し情報提供を行った。

京都府からは、「広域化等支援方針(案)」の方向性に対して、各市町村への意見聴取を踏まえての考え方と財政措置等の説明がされた。また、市町村国保の都道府県単位の一元化に向けて年度内策定への理解と協力が求められ、委員からは積極的に意見・質疑が出された。